

脱原発基本法案 【未定稿】

平成二十三年三月十一日、東北地方太平洋沖地震に伴い福島第一原子力発電所の事故が発生し、十数万人の福島の人々は故郷を追われ、働く場を失い、あるいは家族を引き裂かれた。それに加え、周辺地域に甚大な被害をもたらし、食や健康についての安心・安全への脅威も含めて国民全体に大きな不安と恐怖を与えるとともに、国民経済に大きな打撃を与えた。

原子力発電は、潜在的な危険性の著しい高さにおいても、放射性廃棄物の問題においても、信頼性及び安全性が確保されたエネルギーではない。一旦事故が起これば計り知れない被害が発生する可能性がある上、一度に大規模の電源が失われることなど、エネルギーの安定供給において、極めて脆弱なものである。また、未だに放射性廃棄物の最終処理の道筋が確立できておらず、仮に確立できたとしても、十万年以上の長い管理が必要とされるものである。

原子力発電所の事故が発生した場合に被害を受けるのは、原子力発電の利益を享受している現在の世代の人間にとどまらない。将来の世代の人間も、その事故の潜在的な危険性にさらされ、大量の放射性廃棄物の問題を抱え込むことになる。現在において意思決定をすることができない将来の世代の人間に、膨大な負担

を課すべきではない。

一方、原子力発電を利用しなくなった場合には、電気の需給がひっ迫し、電気の安定的な供給に支障を及ぼす可能性があり、このような問題を回避するためには、省エネルギーを一層推進しつつ、代替的なエネルギー源を確保することが必要不可欠である。また、代替的なエネルギー源の確保に当たっては、地球温暖化の防止に配慮して、再生可能エネルギー源の活用を図ることも重要である。

このような状況に鑑み、原子力発電を利用しなくなることに伴う各般の課題への適確な対応を図りつつ、原子力発電を利用せずに電気を安定的に供給する体制を早期に確立することは、我々にとって緊要な課題となっている。

ここに、我々は、脱原発を確実に実現するため、この法律を制定する。

(目的)

第一条 この法律は、原子力発電所の事故による災害が発生した場合に国民の生命、身体又は財産に重大な危険が生じること、経済社会に及ぼす被害が甚大になること、原子力発電の利用を継続した場合に使用済燃料（原子炉において燃料として使用された物質をいう。以下同じ。）の長期にわたる保存及び管理が一

層困難となること等に鑑み、脱原発について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、脱原発のための施策に関する基本的な計画について定めることにより、できる限り早期に脱原発の実現を図り、もって国民の生命、身体又は財産を守るとともに国民経済の安定を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「脱原発」とは、原子力発電を利用しなくなることに伴う各般の課題への適確な対応を図りつつ、原子力発電を利用せずに電気を安定的に供給する体制を確立することをいう。

2 この法律において、「再生可能エネルギー電気」とは、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。

(基本理念)

第三条 脱原発は、遅くとも平成三十七年度までのできる限り早い時期に実現されなければならない。

2 脱原発を実現するに当たっては、電気の需給がひっ迫し、電気の安定的な供給に支障が生ずることとならないよう、省エネルギー（エネルギー使用の合理化をいう。以下同じ。）が一層推進されるものとする。

3 脱原発を実現するに当たっては、原子力発電を利用せずに電気を安定的に供給する上で二酸化炭素の排

出の量の増加ができる限り抑制されるよう、再生可能エネルギー電気の利用の拡大（経過的に天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大を含む。以下同じ。）が行われるものとする。

- 4 脱原発を実現するに当たって生じる原子力発電所が立地している地域及びその周辺地域の経済への影響については、その発生が国の政策の転換に伴うものであることを踏まえ、適切な対策が講ぜられるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、脱原発を実現するための施策を総合的に策定し、脱原発を実現するため、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー電気の利用の拡大のために必要な政策を推進するとともに、脱原発を実現するに当たって生じ得る原子力発電所を設置している電気事業者等（以下「原子力電気事業者等」という。）の損失に適切に対処する責務を有する。

- 2 国は、前条の基本理念にのっとり、脱原発を実現するに当たって原子力発電所が立地している地域及びその周辺地域における雇用状況の悪化等の問題が生じないように、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー電気の利用の拡大に関連する産業、電気、ガス等のエネルギーの効率的な使用の管理に関するサービ

スの提供等を行う産業等のエネルギー総合サービス産業その他のエネルギー産業における雇用機会の拡大のための措置を含め、十分な雇用対策を講ずる責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国の施策を当該地域において実施するために必要な施策を推進する責務を有する。

(原子力電気事業者等の責務)

第六条 原子力電気事業者等は、第三条の基本理念にのっとり、第九条第一項に規定する脱原発基本計画に基づいて、脱原発を推進する責務を有する。

(国民の協力)

第七条 国民は、脱原発の実現に必要な協力をするよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改廃を行わなければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(脱原発基本計画)

第九条 政府は、脱原発を計画的に推進するため、脱原発のための施策に関する基本的な計画（以下「脱原発基本計画」という。）を定めなければならない。

2 脱原発基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 次に掲げる事項を前提とした遅くとも平成三十二年度から平成三十七年度までのできる限り早い時期までの発電の用に供する原子炉の運転の廃止に関する事項

イ 発電の用に供する原子炉の設置の許可及び増設を伴う変更の許可を新たに与えないこと。

ロ 発電の用に供する原子炉を運転することができる期間は、例外なく四十年までとすること。

ハ 発電の用に供する原子炉の運転を廃止するまでの間は、最新の科学的知見に基づいて定められる原子炉等による災害の防止のための基準に適合していると認められた後でなければ発電の用に供する原子炉の運転（その運転の再開を含む。）をしてはならないこと。

ニ 高速増殖炉の開発に係る事業を直ちに廃止すること。

1 発電に係る事業と変電、送電及び配電に係る事業との分離等の実施及び発電、変電、送電又は配電の

- 用に供する施設によつて構成される電力系統の強化等の電気の供給に係る体制の改革に関する事項
- 三 再生可能エネルギー電気の利用の拡大及びエネルギー源の効率的な利用に関する事項
- 四 電気の安定供給を維持し、及び電気料金の高騰を防ぐために必要な措置（省エネルギーの推進及び化石燃料の適切な調達を含む。）に関する事項
- 五 発電の用に供する原子炉の運転の廃止を促進するための原子力電気事業者等への支援その他脱原発を
実現するに当たつて生じ得る原子力電気事業者等の損失への対処に関する事項
- 六 直接処分（使用済燃料について、再処理（使用済燃料から原子炉において燃料として使用される物質
その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。以下同じ。）
を行わずに適切に廃棄すること。）を前提とした使用済燃料の保存及び管理の進め方に関する事項
- 七 脱原発の早期実現に向けた原子力発電所が立地している地域及びその周辺地域における雇用機会の創
出及び地域経済の健全な発展に関する事項
- 八 原子力発電、使用済燃料の再処理及び核燃料サイクルに係る事業の廃止に伴う必要な措置に関する事
項

九 発電の用に供する原子炉の廃止及びこれに関連する放射性物質により汚染された廃棄物の処理、放射性物質による環境の汚染への対処、原子炉において燃料として使用される物質の防護のための措置等のための原子力に関連する技術及びその研究水準の向上並びにそのための人材の確保に関する事項

3 内閣総理大臣は、脱原発基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により脱原発基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関）と協議するものとする。

5 原子力規制委員会は、前項の規定により内閣総理大臣に協議を求められたときは、必要な協力を行わなければならない。

6 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、脱原発基本計画を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、脱原発基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、脱原発基本計画の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(原子力基本法の一部改正)

第二条 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、将来におけるエネルギー資源を確保し」を削る。

第七条中「並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理等に関する技術の開発」を削る。

(独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務の整理等)

第三条 独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務の整理等に関し必要な事項は、別に法律で定める。

(エネルギー政策基本法の一部改正)

第四条 エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(原子力エネルギーの利用を前提としない施策の推進)

第四条の二 エネルギーの需給については、原子力発電所の事故による災害が発生した場合には国民の生命、身体又は財産に重大な危険が生じること、経済社会に及ぼす被害が甚大になるおそれがあること等に鑑み、国民の生命、身体又は財産や経済社会への悪影響が未然に防止されるよう、原子力エネルギーの利用を前提としないことを基本とした施策が推進されなければならない。

(原子力規制委員会設置法の一部改正)

第五条 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条のうち第四章中第四十三条の三の四の次に一節を加える改正規定のうち第四十三条の三の二十第二項中第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二及び十三 削除

附則第十七条のうち第四章中第四十三条の三の四の次に一節を加える改正規定のうち第四十三条の三の二十三第一項を次のように改める。

原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合していると認められないとき又は発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していると認められないときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止を命ずるとともに、当該発電用原子炉施設の改造又は修理その他保安のために必要な措置を命ずるものとする。

附則第十七条のうち第四十三条の三の四の次に一節を加える改正規定のうち第四十三条の三の二十三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造又は修理、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

附則第十七条のうち第四章中第四十三条の三の四の次に一節を加える改正規定中第四十三条の三の三十

一の見出しを「（運転の期間）」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

附則第十七条のうち第七十一条第五項の改正規定中「第四十三条の三の二十三第一項又は」を「第四十三条の三の二十三第一項若しくは第二項又は」に、「第四十三条の三の二十三第一項の規定」を「第四十三条の三の二十三第一項又は第二項の規定」に改める。

附則第十七条のうち第七十五条第一項第三号の改正規定中「第四十三条の三の三十一第四項」を削る。

附則第十七条のうち、第七十八条第一号の二の改正規定中「第四十三条の三の二十三第二項」を「第四十三条の三の二十三第三項」に改め、同条第八号の二の改正規定中「第四十三条の三の二十三第一項」を「第四十三条の三の二十三第一項若しくは第二項」に改める。

附則第十八条中第四十三条の三の二十第二項第十二号及び第十三号の改正規定を削る。

附則第十八条のうち第七十五条第一項第三号の改正規定中「第四十三条の三の三十一第四項、」及び「第四十三条の三の三十二第四項、」を削る。

附則第二十五条中「第四十三条の三の三十一第一項」を「第四十三条の三の三十一」に、「第四十三条の三の三十二第一項」を「第四十三条の三の三十二」に改める。

理 由

できる限り早期に脱原発の実現を図り、国民の生命、身体又は財産を守るとともに国民経済の安定を確保するため、脱原発について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、脱原発のための施策に関する基本的な計画について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。